

伊賀市立壬生野小学校いじめ防止基本方針

壬生野小学校いじめ防止対策委員会

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方 等)

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 壬生野小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、校内研修推進委員会（管理職・教研担当・人権担当・特別支援担当）に生徒指導担当と養護教諭を加えた「校内いじめ防止対策委員会」を設置するとともに、必要に応じていじめ問題相談員・県・市から派遣されるスクールカウンセラー・PTA会長等が参加する「拡大いじめ防止対策委員会」を設置する。

①校内いじめ防止対策委員会

- (開催時期) 月1回
(機能) いじめ問題に関わる年間計画を作成する。
いじめ防止に関する取組の検証を行う。
いじめ事案に対する対応の検討を行う。

②拡大いじめ防止対策委員会

- (開催時期) 適宜（学校長が必要と認めた時）
(機能) 学校のいじめ問題の現状理解と対応策の検証を行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア 学校経営方針、マニフェストから

- ・本校がめざす子ども像は、次のとおりです。
 - 自ら考え、判断し、動くことができる子ども
 - 意欲を持って自ら学び続けようとする子ども
 - 「自分が好き、自信がある」と言えるとともに、自分もなかまも大切に、なかまとつながっていこうとする子ども
 - 夢を持って、ねばり強く取り組もうとする子ども

この目標達成に向けて、「学校にいくのが楽しい」等、いじめ防止につながるマニフェストの努力目標を設定し、学校の目指す姿を職員で共通理解して日々意識した取り組みを進める。

イ 人権・同和教育の取組、仲間づくりの取組

- ・自分や友だちがかけがえのない存在であることを認識し、互いの思いを大切にしようとする気持ちを持つことを目標とし、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動や学校行事等学校の教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権学習を進めていく。そして、いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを行っていく。
- ・一枚文集を通して、友だちのくらしを知り合い、友だちの思いを受け止め、なかまとの関係を築いていく。
- ・学校マニフェストでは「自分もなかまも大切にする心」を課題とし、「自分の好きなどが言える」などを目標に挙げ、各学級の具体的な取り組みを実践する。
- ・いじめを許さないという感覚を保護者にも啓発していき、学校と家庭とのより一層の連携を図っていく。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポートなどを取り入れ、自他の存在やお互いの人格を認め合い、円滑に他者とコミュニケーションが図れる能力を育成する。

エ 自尊感情・自己肯定感の育成

- ・「自分の好きなどが言える」とマニフェストの努力目標に設定し、各学級の具体的な取り組みを実践する。
- ・一人ひとりが活躍できる学習活動・授業づくりをする。
- ・また、学校行事や特別活動をはじめ、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を作っていく。

オ 児童会の取組

- ・子ども自身に「いじめのない学校づくり」の意識を持たせ、子どもの発想でそのための具体的な取り組みを実施していく。
- ・さくら会（児童会）による「いじめゼロ」につながる取り組み設定
- ・毎月の児童集会で各学級の状況交換

カ いじめ問題に関する教職員の資質向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修といじめについてのアンケート調査やQ U調査をもとにした研修を実施する。
- ・教職員自身の意識や感性を高めるため、いじめ防止に関わる今日的な課題や具体的な方策につながる研修会や研究発表に積極的に参加する体制をつくる。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・子どもに関わって双方向で踏み込んだ相談が保護者とできるような関係づくりを日常心がけていく。
- ・また、日常的に児童を見守っていただいている地域の方々やいじめ問題相談員の方々に、学校だよりやホームページ等を通じて学校の取組や児童の様子を伝え、連携を強化し、児童をみんなで守り育てる体制をつくっていく。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

- ① 児童対象 年3回（5月、9月、1月）
- * 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。
 - * 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する
 - * アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

イ 教育相談の実施

- ・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。
- ① 担任等による定期的な教育相談 年2回（7月、12月）
 - ② スクールカウンセラーの活用
 - ③ いじめ問題相談員の活用
 - ④ ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用

ウ 日常的なつづり方、一枚文集、家庭訪問

- ・各学年の仲間づくりの取り組みの一環として、つづり方や一枚文集でお互いの暮らしを知り合い、子どもの思いや関係等を知るとともに、この活動の中で得た情報を保護者とできる限り早く共有し、解決に向けて連携して取り組む方策として取り入れる。

エ 教職員の情報共有体制

- ・月1回の職員会議で全教職員が、月3回の校内研修会で教員が、問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。
- ・いつでも気になることがあると、職員室や学年部会の中で、管理職や他の教職員に相談できる体制と雰囲気確保していく。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。
- ・各家庭での実態を把握するとともに、特に気になることがあればいつでも保護者と相談・連携した取り組みにできるような関係を築いていく。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童の安全確保

- ・いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）、組織対応体制の確立

- ・いじめの発見・通報・相談のあった場合、壬生野小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、学校全体で組織的に取り組む体制をつくる。
- ・必要に応じて学校長の判断で、拡大いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ問題解決に向けた取り組みを評価・検証し、より効果のあるものにしていく。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関と連携

- ・いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の拡大いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。(児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀（名張）警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。